

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 10 月 28 日 (金) 第 358 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱 (※)

(中小企業支援課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第774号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 4 年 10 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱 (昭和47年鹿児島県告示第1218号) の一部を次のように改正する。

第12条の3を第12条の4とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

第12条の3 新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する特定中小企業者が第3条第11号又は第14号に掲げる資金の融資を受けた場合は、取扱金融機関は、融資を行った日から5年 (当該融資期間が5年未満である場合には、当該融資期間の年数) にわたりモニタリングを実施して当該特定中小企業者の経営状態を把握し、当該特定中小企業者の経営課題に対する必要な支援を行うものとする。

2 取扱金融機関は、6月に1回、保証機関に対し、前項の規定により把握した経営状態と併せて、当該特定中小企業者の経営課題に対する支援状況に関する報告書を提出するものとする。ただし、当該報告書を提出しようとする時点における当該特定中小企業者の直前の決算の経常利益又は経常損失の額に減価償却費の額を加算した額が零を上回り、かつ、貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額を上回る場合は、この限りでない。

3 第12条第4項の規定は、取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかつた場合について準用する。

別表第1新型コロナウイルス関連事業継続支援資金の項中「6,000万円」を「1億円」に改める。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱 (以下「改正後の要綱」という。)の規定は、改正後の要綱第5条第1項に規定する保証機関が令和4年10月28日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第5条第1項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。